

石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱(平成13年告示第70号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱</p> <p>平成13年7月5日 告示第70号</p> <p>改正 平成19年3月30日告示第50号 平成23年3月29日告示第39号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程(平成13年石垣市訓令第7号。以下「規程」という。)第20条第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事並びにこれに係る<u>設計・監理及び調査委託</u>(以下「建設工事等」という。)の請負業者を厳正かつ公正に選定するための組織及び運営について必要な事項を定め、もって建設工事等の適正な発注及び円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（平19告示50・一部改正）</p> <p>（選定委員会）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するために、石垣市建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</p> <p>（選定委員会の任務）</p> <p>第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について審査するも</p>	<p>○石垣市建設工事等指名業者選定委員会の運営に関する要綱</p> <p>平成13年7月5日 告示第70号</p> <p>改正 平成19年3月30日告示第50号 平成23年3月29日告示第39号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程(平成13年石垣市訓令第7号。以下「規程」という。)第20条第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事並びにこれに係る<u>委託業務</u>（以下「建設工事等」という。）の請負業者を厳正かつ公正に選定するための組織及び運営について必要な事項を定め、もって建設工事等の適正な発注及び円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>（平19告示50・一部改正）</p> <p>（選定委員会）</p> <p>第2条 前条の目的を達成するために、石垣市建設工事等指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</p> <p>（選定委員会の任務）</p> <p>第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について審査するも</p>

のとする。ただし、水道事業関係については、水道事業管理者の依頼により行うものとする。

(1) 原則として、1件の設計金額が500万円以上の建設工事における指名業者の選定

(2) 原則として、1件の設計金額が200万円以上の設計・監理及び調査委託業務における指名業者

の選定

(3) 指名停止に係る審査

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の設計金額未満の建設工事又は同項第2号の設計金額未満の設計・監理及び調査委託業務の業者選定は、委員長と当該建設工事等を所管する部長及び主管課長との協議により決定する。

(選定委員会の組織)

第4条 選定委員会は、委員長及び副委員長その他の選定委員で構成する。

2 選定委員会は、別表第1の職にある者をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長、副委員長ともに事故あるときは、総務部長が委員長

のとする。

(1) 原則として、1件の設計金額が500万円以上の建設工事における指名業者の選定

(2) 原則として、1件の設計金額が200万円以上の委託業務（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、調査業務及び監理業務）における指名業者の選定

(3) 指名停止に係る審査

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項第1号の設計金額未満の建設工事又は同項第2号の設計金額未満の委託業務の業者選定は、委員長と当該建設工事等を所管する部長及び主管課長との協議により決定する。

(選定委員会の組織)

第4条 選定委員会は、委員長及び副委員長その他の選定委員で構成する。

2 選定委員会は、別表第1の職にある者をもって組織する。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長、副委員長ともに事故があるときは、建設部長が委員長

の職務を代理する。

(平19告示50・一部改正)

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(持ち回り審査)

第6条 委員長が特に軽易と認めたもの又は緊急を要するものについては、持ち回りで回議して選定委員会の審議に代えることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、当該事案に関し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の関係者が委員である場合においては、選定委員会の議決に加わることはできない。

(選定基準)

第8条 指名業者を選定する場合は、当該建設工事等の種類に応じ、請負対象設計金額の区分に対応した有資格者から選定するものとし、規程第12条及び第13条に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

(選定業者の数)

の職務を代理する。

(平19告示50・一部改正)

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(持ち回り審査)

第6条 委員長が特に軽易と認めたもの又は緊急を要するものについては、持ち回りで回議して選定委員会の審議に代えることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、当該事案に関し、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の関係者が委員である場合においては、選定委員会の議決に加わることはできない。

(選定基準)

第8条 指名業者を選定する場合は、当該建設工事等の種類に応じ、請負対象設計金額の区分に対応した有資格者から選定するものとし、規程第12条及び第13条に掲げる事項を総合的に勘案して行わなければならない。

(選定業者の数)

第9条 選定業者数は、当該建設工事等の設計額の規模により、別表第2に掲げる数を標準とする。

(指名推薦書の提出)

第10条 建設工事等を執行依頼をしようとする主管課長は請負業者指名推薦書(様式第1号)を原則として選定委員会2日前までに委員長に提出しなければならない。

(審査の結果の通知)

第11条 選定委員会の審査の結果は、指名選定通知書(様式第2号)により、速やかに主管課長に通知しなければならない。

(不正業者の報告)

第12条 現場を監督する主管課長は、不正な行為を行った業者及び指名停止措置に該当する業者があると認めるときは、速やかに不正行為報告書(様式第3号)により委員長に報告しなければならない。

(平19告示50・一部改正)

(指名停止)

第13条 建設工事等に係る指名停止については、規程第5条第1項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者に指名停止処分に該当する行為があった場合の措置に関しては、別に定める。

2 前項の規定による指名停止をされた業者がある場合は、指名停止通知書(様式第4号)、指名停止について(様式第5号)により、速やかに当該業者及び他の関係部課長に、その旨を通知しなければならない。

(平19告示50・一部改正)

第9条 選定業者数は、当該建設工事等の設計額の規模により、別表第2に掲げる数を標準とする。

(指名推薦書の提出)

第10条 建設工事等を執行依頼をしようとする主管課長は請負業者指名推薦書(様式第1号)を原則として選定委員会2日前までに委員長に提出しなければならない。

(審査の結果の通知)

第11条 選定委員会の審査の結果は、指名選定通知書(様式第2号)により、速やかに主管課長に通知しなければならない。

(不正業者の報告)

第12条 現場を監督する主管課長は、不正な行為を行った業者及び指名停止措置に該当する業者があると認めるときは、速やかに不正行為報告書(様式第3号)により委員長に報告しなければならない。

(平19告示50・一部改正)

(指名停止)

第13条 建設工事等に係る指名停止については、規程第5条第1項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者に指名停止処分に該当する行為があった場合の措置に関しては、別に定める。

2 前項の規定による指名停止をされた業者がある場合は、指名停止通知書(様式第4号)、指名停止について(様式第5号)により、速やかに当該業者及び他の関係部課長に、その旨を通知しなければならない。

(平19告示50・一部改正)

(秘密の保持)

第14条 関係職員は、建設工事等指名業者の選定に関して職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第15条 庶務は、総務部契約管財課で行う。

(平19告示50・一部改正)

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、選定委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第50号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平23告示39・全改)

【別記1 参照】

別表第2(第9条関係)

建設工事請負業者選定数

(秘密の保持)

第14条 関係職員は、建設工事等指名業者の選定に関して職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第15条 庶務は、総務部契約管財課で行う。

(平19告示50・一部改正)

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、選定委員会において定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第50号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平23告示39・全改)

【別記1 参照】

別表第2(第9条関係)

建設工事請負業者選定数

【別記2 参照】

様式第1号(第10条関係)

(略)

様式第2号(第11条関係)

(略)

様式第3号(第12条関係)

(略)

様式第4号(第13条関係)

(略)

様式第5号(第13条関係)

(略)

【別記2 参照】

様式第1号(第10条関係)

(略)

様式第2号(第11条関係)

(略)

様式第3号(第12条関係)

(略)

様式第4号(第13条関係)

(略)

様式第5号(第13条関係)

(略)

【別記1】

別表第1（第4条関係）

（平23告示39・全改）

石垣市建設工事等指名業者選定委員		
副市長	総務部長	企画部長
市民保健部長	福祉部長	農林水産部長
建設部長	教育部長	水道部長
契約管財課長		

【別記2】

別表第2（第9条関係）

建設工事請負業者選定数

土木工事及び建築工事一式			電気・管その他		
等級	請負工事金額	選定数	等級	請負工事金額	選定数
A	5,000万円以上	12	A	1,000万円以上	10
B	5,000万円未満 2,500万円以上	12	B	1,000万円未満 500万円以上	9
C	2,500万円未満 1,000万円以上	10	C	500万円未満	8
D	1,000万円未満	8	D		